

社団法人 日本監査役協会からのご案内

監査委員会監査報告書のひな型を 公表

日本監査役協会は、平成14年の商法改正により新たな経営機構である委員会等設置会社制度が導入されたことを受けて、監査委員会が監査報告書を作成する際の参考に供するため、監査委員会の監査報告書のひな型を作成・公表した。(協会ホームページ <http://www.kansa.or.jp>、「月刊監査役」2月号 No. 483 参照)

委員会等設置会社へ移行した会社はすでに70社を超えている。移行会社の監査委員会は、委員会等設置会社として初めての決算期を迎えようとしており、監査報告書の作成が急務の課題となっている。日本監査役協会では当協会の会員である委員会等設置会社の監査委員を中心とした「監査委員会に関する小委員会(委員長:㈱日立製作所 松香茂道取締役・監査委員長)」を設置し、監査委員会における監査について調査・研究を進めてきた。今回の監査報告書のひな型は、半年間に渡る討議・検討の結果作成されたものである。

監査報告書は、監査に対する信頼性を確保するため、実際に行った監査の状況を忠実に反映して作成することが求められる。監査委員会の監査は、内部統制システムの構築状況、常勤監査委員の有無等により多様な形態を採りうるので、今回のひな型では各社の監査の実態に対応できるように、注記方式を用いて、記載方法にバリエーションを持たせている。と同時に、各社が創意工夫をこらし監査報告書を作成するよう求めている。

当協会では、従来から監査役向けの監査報告書のひな型を作成してきたが、これに対しては、監査役実務の画一化を招くとの批判もある。しかし監査報告書ひな型に記載されている内容は法定の記載事項をはるかに上回るものとなっており、ひな型に記載された監査を実際に行うことで監査実務の向上を図るといふ、むしろ積極的な効果をもたらすことにひな型を提示する意義があるといえよう。

当協会では今後進展するであろう実務をふまえ、監査委員会監査基準策定など監査委員会の監査についてさらなる研究を進めていく。

本件に関する問い合わせ先 日本監査役協会 〒100-0005
東京都千代田区丸の内1-9-1
丸の内中央ビル13階
電話 03-5219-6125
企画部 新谷、森山